

認定NPO法人  
ガイドブック  
埼玉県版



埼玉県のマスコット コバトン



# 目 次

<b>第1章 認定NPO法人制度について</b> .....	<b>1</b>
1 認定NPO法人制度の概要 .....	2
(1) 認定NPO法人とは .....	2
(2) 特例認定NPO法人とは .....	2
(3) 認定NPO法人等になることによるメリット .....	2
(4) 認定の基準 .....	3
(5) 欠格事由 .....	3
(6) 認定等の有効期間等 .....	4
事前チェックシート .....	6
2 認定NPO法人等の税制上の措置 .....	22
<b>第2章 認定の申請手続・認定の基準について</b> .....	<b>27</b>
1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続 .....	29
(1) 認定を受けようとする場合 .....	29
(2) 特例認定を受けようとする場合 .....	29
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合 .....	30
(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務 .....	30
2 認定等の基準の概要 .....	39
(1) 認定の基準の概要 .....	39
(2) 欠格事由の概要 .....	42
3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 .....	43
4 特例認定NPO法人として特例認定を受けるための基準 .....	55
5 欠格事由 .....	56
<b>第3章 認定NPO法人の管理・運営について</b> .....	<b>59</b>
1 認定NPO法人等の報告義務 .....	60
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告 .....	60
(2) 助成金の報告 .....	61
(3) その他の報告 .....	62
2 認定NPO法人等の情報公開 .....	64

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）	64
(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	65
3 認定 NPO 法人等に対する監督等	66
(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査	66
(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等	67
(3) その他の事業の停止	68
(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し	68
(5) 罰則	69
<b>第 4 章 認定 NPO 法人等の合併について</b>	<b>71</b>
1 NPO 法人の合併	72
2 合併法人に係る認定等の基準の適用	72
(1) 合併によって設立された NPO 法人が申請を行う場合	72
(2) 合併後存続した NPO 法人が申請を行う場合	76
(3) 認定 NPO 法人等の合併	79
<b>認定 NPO 法人に関する Q&amp;A</b>	<b>85</b>
<b>関係法令・様式・記載例集</b>	<b>105</b>

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)
法令	特定非営利活動促進法施行令(平成 23 年政令第 319 号)
法規	特定非営利活動促進法施行規則(平成 23 年内閣府令第 55 号)
法附則	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 70 号)附則
NPO 法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)
措法	租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)
措令	租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)
措規	租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)
法人法	法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)
法人令	法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)
法人規	法人税法施行規則(昭和 40 年大蔵省令第 12 号)
所法	所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)
所令	所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)
所規	所得税法施行規則(昭和 40 年大蔵省令第 11 号)
相規	相続税法施行規則(昭和 25 年大蔵省令第 17 号)
組登令	組合等登記令(昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号)
行手法	行政手続法(平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号)

※このガイドブックは、令和 8 年 4 月 1 日現在で施行されている法令に基づいて作成しています。